

## 「令和6年度地域経済構造分析推進業務」企画提案募集要領

### 1 趣旨

この要領は、宮城県（以下「県」という。）が令和6年度地域経済構造分析推進業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、優れた提案及び能力を有し、最も確と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

### 2 業務の概要

(1) 委託業務名	令和6年度地域経済構造分析推進業務
(2) 委託期間	契約締結日から令和7年3月21日まで
(3) 業務内容等	別紙仕様書のとおり。 ※ 業務の実施に関して、委託候補者の企画提案等の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と委託候補者で協議の上、決定する。また、実際の業務内容や進め方については、逐次県と協議して決定する。
(4) 事業費 (委託上限額)	金7,067,000円（消費税及び地方消費税を含む）

### 3 資格要件等

プロポーザルへの参加を申し込む者（以下「参加申込者」という。）は、次の全ての資格要件に該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 「物品調達等に係る競争入札の参加資格等に関する規程」（平成9年10月宮城県告示第1275号）第4条の規定に基づき入札参加登録を受けている者。
- (3) この事業の募集開始時から企画提案書提出までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成9年11月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当しない者。
- (4) 宮城県県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者。
- (5) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しない者。
- (6) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しない者。
- (7) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しない者。
- (8) 1事業者を代表とする複数事業者の共同提案による参加も可能とするが、その

場合は全事業者が(1)から(7)を満たさなければならない。また、発注者は代表者とのみ契約を行うため、その他の参加者については、代表者との委託契約（発注者との関係においては再委託に該当）により業務を行うこと。その場合においては、本業務全体の進行管理及びとりまとめ等は代表者の責任において行うものとする。

#### 4 企画提案に関する審査・候補者選定

##### (1) スケジュール

イ 企画提案募集の公告	令和6年7月9日（火）
ロ 業務に関する質問受付 （電子メールのみ）	令和6年7月9日（火）から 令和6年7月17日（水）正午まで
ハ 参加表明	令和6年7月26日（金）正午（必着）
ニ 企画提案書の提出期限	令和6年8月13日（火）正午（必着）
ホ 委託候補者選定委員会	令和6年8月22日（木）【予定】
ヘ 選定結果の通知及び公表	令和6年8月下旬【予定】
ト 選定業者との見積合わせ	令和6年8月下旬【予定】

##### (2) 企画提案募集の公告

本業務の企画提案募集については、令和6年7月9日（火）から出納局契約課及び経済商工観光部富県宮城推進室のホームページ上で公告する。

契約課ホームページ	<a href="https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/r6puropo.html">https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/r6puropo.html</a>
富県宮城推進室 ホームページ	<a href="https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/fukensui/">https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/fukensui/</a>

##### (3) 業務に関する質問受付及び回答

イ 質問先	宮城県経済商工観光部富県宮城推進室
ロ 質問方法	電子メールのみ（fukensuis@pref.miyagi.lg.jp）
ハ 質問受付期間	令和6年7月9日（火）から 令和6年7月17日（水）正午まで
ニ 回答方法	質問に対する回答は、令和6年7月23日（火）までに富県宮城推進室のホームページに掲載する。ただし、質問又は回答内容が質問者の具体的な提案事項と密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する場合もある。 なお、質問内容によっては回答しない場合もある。

##### (4) 参加表明

イ 提出書類	企画提案参加表明書（様式1）
ロ 提出先	宮城県経済商工観光部富県宮城推進室 政策推進班

	〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号
ハ 提出方法	持参又は郵送 ※ 持参の場合の受付時間は、土日祝日を除く午前9時から午後5時まで（ただし、令和6年7月26日（金）は、午前9時から正午まで）とする。郵送の場合は、封筒に「参加表明書在中」と朱書きの上、簡易書留等の配達記録が残る方法とすること。
ニ 提出期限	令和6年7月26日（金）正午（必着）
ホ 留意事項	参加表明書の提出がなかった者からの企画提案書等の提出は受け付けない。

(5) 企画提案書の提出等

イ 企画提案書の構成

企画提案書は、次の(イ)から(ホ)まで（(ハ)・iiiを除く）の項目を必ず含むものとし、この順で構成すること。

(イ) 表紙

「委託業務名」、「事業者名」、「住所」、「代表者名」、「担当者名（所属、職、氏名）」及び「連絡先（電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレス）」を記載すること。

(ロ) 目次

本文の項目及び頁を記載すること。

(ハ) 本文

i 業務（全体）の概要

業務全体の概要について記載すること。

ii 分析業務等の内容

分析するに当たり前提とする仮説等を提示するとともに、使用を想定するデータ等及び具体的な分析項目とその手法、手順に加え、成果物（分析等報告書）のイメージを記載すること。

(i) 本業務を通して、データに基づく政策立案（EBPM）の普及が期待できるポイントを明記すること。

(ii) 国が提供する地域経済分析システム（以下「RESAS」という。）で分析可能な範囲を明記すること。

(iii) 公表できないデータ等を用いる場合は、その公表できない理由及び公表できない範囲を明記すること。

iii 参加申込者による独自の取組内容【任意】

事業費（委託上限額）の範囲で実施可能な、本業務の効果等を一層向上させられると考えられる参加申込者独自の取組について、具体的な内容を記載すること。

iv 参加申込者の実績及び執行体制

類似業務の実績（業務の名称、内容、発注者及び実施期間等）及び本業務における執行体制を記載すること。

(ニ) 業務工程表（作業スケジュール）

(ホ) 参考見積書（写し）

i 本業務にかかる経費（人件費、旅費、印刷製本費等）は、全て計上すること。

ii 仕様書の項目ごとの直接経費及び共通して生じる経費について、数量、単位、単価等を明示し、費用の内訳、積算根拠が分かるように記載すること。また、消費税及び地方消費税の金額を算出し、合計金額を記載すること。

iii 参考見積書は、企画提案を審査する際の参考にするものであり、契約締結の際は再度見積書の提出を求める。

ロ 企画提案書の仕様等

(イ) 提案数

提案数は、1者につき1案とする。なお、単独で提案を行った事業者は、他の共同提案に参加することはできない。また、事業者が同時に複数の共同提案に参加することはできない。

(ロ) 体裁等

サイズはA4版とし、片面印刷とする。印刷の向きは問わないが、長辺をホチキス止めすること。

(ハ) 分量（页数）

20頁以内にまとめること。

ハ 提出部数等

提出書類	提出部数
(イ) 企画提案参加申込書（様式2）	1部
(ロ) 企画提案資格要件に係る宣誓書（様式3）	1部
(ハ) 参考見積書（原本）	1部
(ニ) 企画提案書（任意様式） ※ イ及びロを参照。	14部

ニ 提出方法等

(イ) 提出先	宮城県経済商工観光部富県宮城推進室 政策推進班 〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
(ロ) 提出方法	持参又は郵送 ※ 持参の場合の受付時間は、土日祝日を除く午前9時から午後5時まで（ただし、令和6年8月13日（火）は、午前9時から正午まで）とする。郵送の場合は、封筒に「企画提案書在中」と朱書きの上、簡易書留等の配達記録が残る方法とすること。

(ハ) 提出期限	令和6年8月13日（火）正午（必着）
(ニ) その他	提出後の企画提案書類の差替え、変更及び取消は認めない。

(6) 企画提案に当たっての留意事項

- イ 企画提案のために要する全ての経費は、参加申込者の負担とする。
- ロ 提出された提案書の著作権は、各参加申込者に帰属する。ただし、本プロポーザルに関する公表及びその他県が必要と認める場合には、県が当該提案書を無償で使用することができるものとする。
- ハ 書類等の作成において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に限るものとする。

(7) 企画提案書の審査及び選定

イ 参加申込者の資格要件の確認

提出書類に基づき、(8)に記載する失格要件の該当の有無を確認する。

ロ 企画提案書の審査方法

県が設置する委託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、参加申込者から提出された企画提案書の内容に係るヒアリング（プレゼンテーション（15分以内）及び質疑応答（10分以内））を実施し、後述する審査項目についての評価を行う。評価合計点の多い順に順位を決定し、最多得点の参加申込者を委託候補者とし、第2位を次点候補者として選定する。ただし、参加申込者の評価合計点がいずれも満点の6割を超えなかった場合には、優秀な企画がなかったものとみなし、再度企画提案を公募の上、審査を実施する。

なお、原則として、参加申込者が5者を超える場合には、書面審査による1次選定を行い、上位5者のみをヒアリング対象とし、当該5者から候補者を選定するものとする。ただし、選定に当たり、書面審査による1次選定のみにより難しい場合は、その限りではない。

選定委員会による ヒアリング開催日等	令和6年8月22日（木）【予定】 （※ 開催時間及び会場等は、別途通知する。）
-----------------------	--

ハ 審査項目及び配点

委託業務内容に即した以下の審査項目及び配点（合計100点）により行うものとする。

審査項目	評価事項	配点
(イ) 業務全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務目的及び業務内容について、十分に理解しているか。</li> <li>・業務の特性を理解し、的確な業務手順が示されているか。</li> </ul>	10
(ロ) 業務内容に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務内容が適切かつ具体的で、実現</li> </ul>	10

	可能な提案となっているか。	
	・使用するデータ及び手法、手順等が効果的かつ効率的であるとともに、有用な分析結果が期待できるか。	20
	・本業務終了後も本業務の成果物やRESAS等の活用が継続的に図られる仕組み等が踏まえられており、その内容が効果的かつ効率的であるか。	20
(ハ) データに基づく政策立案(EBPM)の普及	・本業務を通して、データに基づく政策立案の普及が期待できるか。	20
(ニ) 独自の取組	・独自の取組について提案があり、その内容が本業務の効果等を一層向上させることが期待できるか。	10
(ホ) 参加申込者の実績・体制	・本業務にふさわしい業務実績・経験を有しているか。 ・本業務を実施する上で、必要な組織、人員、体制は整っているか	10
	合計評価点	100

## ニ 評価点の算出方法

選定委員会では、以下のとおり評価事項ごとにS～Dの評価を行い、各評価に応じた係数を配点に乗ずることにより評価点を算出し、合計の多い順に順位を決定する。

評価	S	A	B	C	D
	特に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る
評価係数	1.0	0.8	0.6	0.4	0.2

## ホ 審査・選定結果の通知及び公表

選定委員会による審査終了後、速やかに各参加申込者に対し選定結果を通知するとともに、全ての参加申込者の名称及び評価点等を富県宮城推進室のホームページに公表する。

ただし、公表に当たり、選定委員会により選定された候補者1者（以下「委託候補者」という。）以外は、個別の評価点が特定できないよう配慮する。

なお、審査経過に関する質問には回答しない。

## (8) 失格

次の各号に該当した時は失格とする。

- イ 「3 資格要件等」に違反した場合
- ロ 企画提案書に虚偽の記載をした場合
- ハ 企画提案書提出後、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要

- 領（平成9年11月1日施行）」に掲げる資格制限を受けた場合
- ニ 企画提案書提出後、宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に該当すると認められた場合

## 5 候補者選定後の取扱い（契約等に関する事項）

### (1) 契約手続

県は、委託候補者と、宮城県財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）に定める随意契約の手続により、予定価格の範囲内で見積合わせを行い、本業務を委託するものとする。

### (2) 業務委託仕様書

契約時における仕様は、別紙仕様書の記載事項を基本とするが、委託候補者との協議の上、加除修正することができるものとする。

### (3) 委託料の支払条件

業務委託料の支払条件については、県と委託候補者との協議により、契約書で定めるものとする。

### (4) 契約保証金

委託候補者は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、財務規則第114条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

## 6 その他

### (1) 提出書類の情報開示

提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）による開示請求があった場合、個人情報や企業情報などの非開示部分を除き、開示することになる。